

「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき

水源地域内において
土地取引を行う場合は

事前届出が必要です

三重県水源地域の保全に関する条例の目的

県土の64%を占める森林は県民共有の貴重な財産である水の源です。水源地域としての森林を将来にわたって守り育てていくため、水源地域における土地取引の事前届出制度などを定め、適正な土地の利用を確保し、森林の持つ水源のかん養機能の維持増進につなげます。

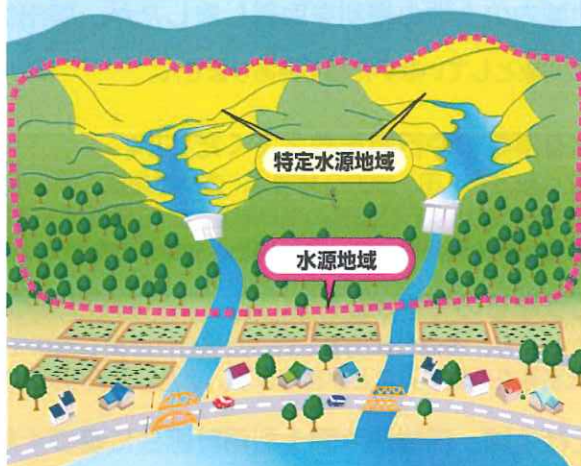


私たちが県内の森林から受ける水の恩恵は、お金にすると年間5,520億円！
1人当たり約30万円もの恵みを森林から受けて暮らしていることになります。
(日本学術会議が平成13年に農林水産省に答申した試算方法を参考に県が試算：平成17年7月)

水源地域とは？

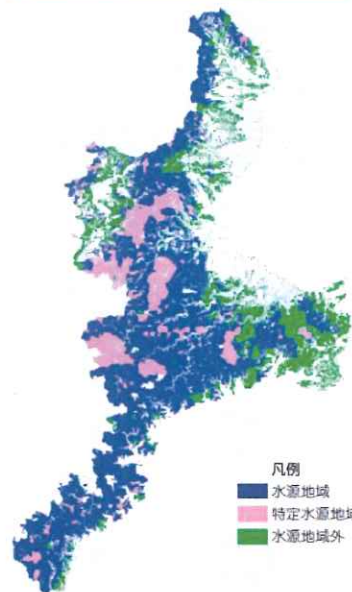
(土地取引の事前届出が必要な地域)
地域森林計画の対象となっている民有林を対象に、水源のかん養機能の維持増進を図るために保全する必要がある地域で、**市町の大字単位**で指定しています。
三重県の民有林の8割にあたる28.5万haを水源地域として指定しました。

水源地域と特定水源地域のイメージ



© 伊勢新聞社

水源地域等の指定状況



特定水源地域とは？

(保安林指定や公的な管理を進める地域)
水源地域の中でも、水道事業の水源地など特に保全する必要がある地域で、地域森林計画で設定された林班単位で指定しています。

※水源地域等の一覧については県ホームページまたは、県庁みどり共生推進課、各農林（水産）事務所でご確認ください。

水源地域における土地取引の事前届出制度

水源地域に指定された土地について、売買等の契約をしようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに、知事に届出が必要です。

知事が指定する水源地域内の森林の土地の取引が対象となります。（相続は対象外）

届出対象	売買、贈与、交換、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権に関する契約
届出者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
届出期日	契約を締結しようとする日の30日前まで
届出先	知事（土地の所在地を管轄する農林（水産）事務所） ※郵送可
届出内容	契約の当事者の氏名、住所、土地の所在地・面積、所有権等の種別、利用目的など
適用除外	取引の相手方が国や地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出不要です

QRコードは
こちら！

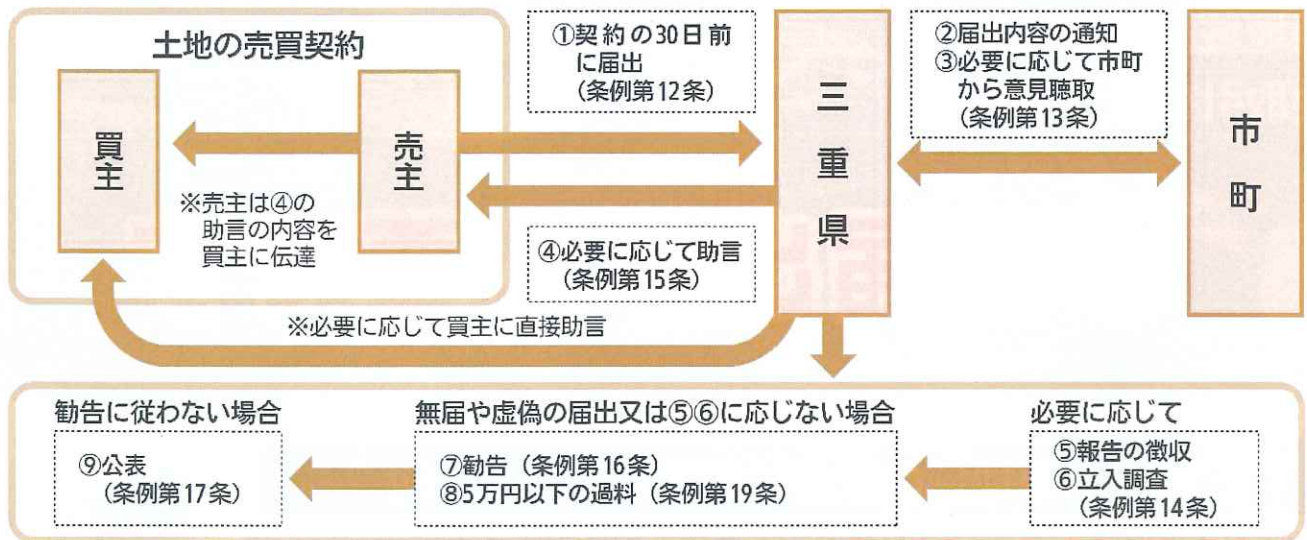


※詳しくはホームページをご覧ください。 [三重県水源地域の保全に関する条例](#)

検索



事前届出・手続きの流れ



事前届出制度のQ&A

Q1 届出はだれが、いつ行うのですか。

A1 水源地域内の土地所有者等（売主等）が、契約を締結しようとする日の30日前までに下記の届出先に届けてください。

Q2 相続により水源地域内の土地の権利を取得しましたが、届出は必要ですか。

A2 相続は届出の対象としていないため必要ありません。

Q3 届出の対象外となる事業者や行為を教えてください。

A3 取引の一方又は双方が、国、地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出が不要です。また、森林法施行規則第5条各号に該当する公益性の高い事業や、電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備の用に供される土地の売買等についても届出の対象外となっています。

Q4 届出をしないとどうなるのですか。

A4 届出をしなかったり、虚偽の届出等を行った場合は必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に從わない場合は、氏名等を公表することがあります。また、5万円以下の過料を科すことがあります。

Q5 この条例の届出を行えば、森林法や国土利用計画法に基づく届出は不要ですか。

A5 森林法や国土利用計画法に基づく届出は事後の届出であるため、市町長に土地の買主等から別途行っていただく必要があります。

Q6 届出は郵送でもできますか。また代理の者が行うこともできますか。

A6 郵送による届出書の提出及び提出行為の他者への委任による提出も可能です。委任を受けた者が届出をしようとする場合は、委任を受けた旨の書面を添付してください。

届出先	住所	電話番号
四日市農林事務所	〒510-8511 四日市市新正4-21-5 (庁舎4階)	059-352-0655
津農林水産事務所	〒514-8567 津市桜橋3-446-34 (庁舎3階)	059-223-5091
松阪農林事務所	〒515-0011 松阪市高町138 (庁舎4階)	0598-50-0568
伊勢農林水産事務所	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 (庁舎2階)	0596-27-5265
伊賀農林事務所	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 (庁舎5階)	0595-24-8142
尾鷲農林水産事務所	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 (庁舎5階)	0597-23-3504
熊野農林事務所	〒519-4393 熊野市井戸町371 (庁舎4階)	0597-89-6134

詳しくは 県庁みどり共生推進課又は、お近くの農林（水産）事務所にお問合せください。

【お問合せ先】

三重県農林水産部 みどり共生推進課 みどり推進班

TEL 059-224-2513 FAX 059-224-2070 E-mail midori@pref.mie.lg.jp